

令和 7 年 5 月 28 日

水痘に関する注意喚起について（注意報レベル）

令和 7 年第 21 週（5 月 19 日～5 月 25 日）において、県内の水痘の定点医療機関当たりの患者報告数が 1.52 人となり、「注意報レベル」の基準値 1.0 人を超えました。

感染予防及び感染拡大防止のため注意喚起します。

1. 県内の発生状況

（1）定点医療機関当たりの患者報告数（感染症発生動向調査、小児科定点）

週	17 週 4 月 21 日- 4 月 27 日	18 週 4 月 28 日- 5 月 4 日	19 週 5 月 5 日- 5 月 11 日	20 週 5 月 12 日- 5 月 18 日	21 週 5 月 19 日- 5 月 25 日
富山県	0.34	0.34	0.72	0.75	1.52
全国	0.48	0.40	0.50	0.54	（6 月 3 日公表予定）

小児科定点医療機関数：富山県 29 医療機関、全国：約 2,000 医療機関

（2）厚生センター・保健所管内別定点医療機関当たり患者報告数（令和 7 年 21 週）

新川	中部	高岡	砺波	富山市
0.00	1.33	0.00	0.00	4.00

【参考】

国立健康危機管理研究機構（JIHS）は、水痘の流行状況の指標として、下記のとおり、全国共通の基準値を設定しています。

注意報

1 週間の定点医療機関当たり水痘患者報告数が 1.0 人以上

→今後大きな流行が発生する可能性がある

警報

開始基準値：1 週間の定点医療機関当たり水痘報告数が 2.0 人以上

終息基準値：1 週間の定点医療機関当たり水痘報告数が 1.0 人未満

→大きな流行が発生または継続しつつあることが疑われる

(参考) 富山県／警報、注意報の基準値等(感染症発生動向調査)<https://www.pref.toyama.jp/1279/kansen/ref.html>

2. 水痘とは

水痘は、水痘帯状疱疹ウイルスを原因とする感染症で、一般には「水ぼうそう」として知られています。

感染力が非常に強く、空気感染、飛沫感染、接触感染で人から人へ伝播します。

約 2 週間の潜伏期の後に、発熱とかゆみを伴う全身性の発疹で始まり、水疱、かさぶたへと変化し、通常 1 週間程度で自然治癒します。

一方で、多くの合併症が知られており、成人や妊婦、免疫不全患者等は重症化のリスクが高く、時に致命的となります。

3. 予防のポイント

【ワクチン接種】

水痘はワクチン接種で予防可能な疾患です。

水痘ワクチンは定期接種の対象となりますので、対象期間（生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間）に 2 回接種を受けることが重要です。

水痘ワクチンの 1 回の接種により重症の水痘をほぼ 100% 予防でき、2 回の接種により軽症の水痘も含めてその発症を予防できると考えられています。

患者との接触後、72 時間以内にワクチンを接種することで、発症予防、重症化予防が期待されます。水痘の罹患歴がなく、ワクチン未接種で患者と接触した方は接種をご検討ください。

【水痘が疑われる場合は】

水痘は感染力が強い感染症です。

- ・ 学校等への登校は控え、医療機関に事前に連絡して受診しましょう。
- ・ ワクチン未接種の乳幼児には接触しないようにしましょう。

(※) 報道機関の皆様には、県民の方々に対し、感染症予防のため、注意喚起に格段のご協力をお願いいたします。